各障害福祉サービス事業者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長

## 医療連携体制加算の算定に係る要件の取り扱いについて

平素からお世話になっております。

みだしの件について、令和元年6月3日付事務連絡において、沖縄県における医療連携体制加算 (以下、「加算」という。)の算定に係る取り扱いについて通知したところですが、留意事項通知に 定められている要件のほか、沖縄県における加算の取り扱い等を下記のとおり追加し、令和2年4 月提供分から適用することとしましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 加算の要件である「医師の指示」については、加算を算定する利用者本人を直接対面で診察したことのある医師から指示を得ること。
- 2 厚生労働省Q&A (H21.3.12 vol.1) に示されているとおり、加算の対象となる看護は「経管栄養が必要な児童や気管切開を行っている児童等に対する看護を想定している」ことを踏まえ、児・者ともに加算の対象となる「看護」とは、医師の指示に基づく看護に限るものとする。
- 3 厚生労働省Q&A (H21.4.1 vol.2) に示されているとおり、提供する看護の内容については、個別支援計画に明記すること。
- 4 上記1又は2によらず加算を算定する場合は、沖縄県において個別で判断するため、事前に加算の対象となるかその都度利用者ごとに確認すること。

以上

担 当:沖縄県子ども生活福祉部

障害福祉課事業指導支援班

TEL:098-866-2190(各事業担当)

各障害福祉サービス事業者等代表者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

## 医療連携体制加算の算定に係る要件の取り扱いについて

平素からお世話になっております。

みだしの件について、医療連携体制加算(I)、(II) 及び(III) (児は(V) (VI) 含む)は、医師の指示に基づき看護が必要な利用者に対して看護の提供を行った場合や喀痰吸引等に係る指導を従事者に対して行った場合に算定することとなっております。

しかしながら、要件を満たさずに加算の算定を行う事業者が散見されることから、下記のとおり 適切に加算の算定を行うよう、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、医師の指示などがなく加算の請求を行った分については、各事業者において金額や算定期間等の資料を整理の上、各支給決定市町村と調整して返還等の手続きを各自で行うよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 「医師の指示」については原則として利用者の主治医又は事業所の嘱託医等、利用者の状態が分かる医師から指示を得ることとし、指示があったことが客観的に分かるよう、指示書や記録など文書で残し事業所に保管しておくこと。
- 2 算定の対象となる「看護」とは、喀痰吸引等の医療的ケアなど看護師が行うことが適切であると 客観的に認められる行為とし、健康上問題のない利用者に対してバイタルチェックを行うだけの行 為等は算定の対象とはしないこと。
- 3 加算算定の対象とする利用者は、上記2の看護等が必要な利用者に限定するものとし、事業所の利用者に対して、一律に加算を算定することなどがないようにすること。

以上

担 当:沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課事業指導支援班

098-866-2190 (各事業担当)